社会福祉法人　ちとせ交友会
役員等の報酬等に関する規程

（目　的）

第 1 条　　この規程は社会福祉法人ちとせ交友会(以下「法人」という)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬について必要な事項を定める。

（常勤の役員等の報酬）

第 2 条　　理事長(職員を兼務せず、かつ常時法人の業務に従事する場合に限る)の報酬は別表 1 の通りとし、当月の職員の給与支給日にこれを支給する。報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額及び本人から申出があった時は当該金額を控除する。

（月途中の退任時）

第 3 条　　月途中で理事長を退任したときは、その月の報酬額は次の算式によって求められる額とする。

報酬月額÷３０×その月の在任日数＝その月の報酬額

（退　任）

第 4 条　　理事長を退任したときは、一時金として次の算式によって求められる額を支給する。ただし、在任中の同人の職務遂行に重大な瑕疵または背任行為があったと認められる場合には、理事会の決議によって、その一部または全部を支給しないことができる。支給額は、別表 2 の通りとし、在任月数は、職員を兼務せず、かつ常時法人の業務に従事したときからの起算とする。

（非常勤の役員等の報酬）

第 5 条　　非常勤役員の報酬は日額とし、理事会・監査立会等本会業務への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む）について、別表 3 に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき当月の職員の給与支給日にこれを支給する。報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額及び本人から申出があった時は当該金額を控除する。ただし、本会の給与規程に基づき給与等の支給を受ける非常勤役員には支給しない。

（評議員の報酬）

第 6 条　評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む）について、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、別表 4

に基づき当月の職員の給与支給日にこれを支給する。報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額及び本人から申出があった時は当該金額を控除する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

（旅費等）

第 7 条　　役員等及び評議員の旅費その他費用弁償については、「役員等費用弁償規程」による。

（適用除外）

第 8 条　　法人有給職員を兼ねる役員については、職員に関する諸規程がこの規程に優先する。

（公表）

第 9 条　　法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（この規程に定めのないこと等）

第 10 条　　役員等及び評議員の報酬に関して、この規程に定めないこと、及びこの規程の施行について必要なことは、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

（改　廃）

第 11 条　　本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日より適用する。
この規程は、平成２９年４月１日より適用する。（改正）
この規程は、平成３１年４月１日より適用する。（改正）
この規程は、令和２年３月１７日より適用する。（改正）
この規程は、令和２年１２月１日より適用する。（改正）
この規程は、令和６年７月１日より適用する。（改正）
この規程は、令和７年６月２１日より適用する。（改正）

別表 1　常勤役員の報酬

役職	報酬月額
理事長	2,000,000 円

別表 2　常勤役員の役員退職慰労金

役職	支給額	備考
理事長	報酬月額÷10×在任月＝一時金の額 ※上記額の一部を第一生命の保険商品で運用する。	在任月数は、職員を兼務せず、かつ常時法人の業務に従事したときからの起算とする。

別表 3　非常勤役員の報酬・全役員の報酬総額

役職	参加形態	報酬日額 （1 人当たり）	年間総額合計 （常勤役員含む）
理事	出席・テレビ会議等での参加	10,000 円	年間 2,500 万円以内 （役員退職慰労金を除く）
	決議省略	5,000 円	
監事	出席・テレビ会議等での参加	10,000 円	年間 50 万円以内
	決議省略	5,000 円	

別表 4　評議員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 （1 人当たり）	年間総額 （合計）
評議員	出席・テレビ会議等での参加	10,000 円	200,000 円
	決議省略	5,000 円	